

一般社団法人マンション大規模修繕協議会 会則規約

平成21年3月25日
一部改正 平成21年8月20日

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人マンション大規模修繕協議会（以下、当協議会）と称する

第2条（目的）

当協議会は、全ての分譲マンションの区分所有者・管理組合に対して、そのマンション大規模修繕に係わる相談・調査・研修等を行うことで、マンション大規模修繕の支援を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- a マンション大規模修繕に関する相談事業
- b マンション大規模修繕に関する調査事業
- c マンション大規模修繕に関する研修事業
- d 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条（主たる事務所の所在地）

当法人は、東京都渋谷区に主たる事務所を置く。

第4条（事業年度）

当協議会の事業年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第2章 会員

第5条（会員資格及び会員区分）

- 1 正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。また、当協議会には賛助会員、特別賛助会員を置くことができる。
 - a 正会員 …分譲マンションの区分所有者またはその管理運営に係わる管理組合及び法人
 - b 賛助会員…当協議会の目的および活動に賛同し、当協議会の事業を賛助するために入会する設計事務所、コンサルタント。
 - c 特別賛助会員…当協議会の目的および活動に賛同し、当協議会の事業を賛助するために入会する管理会社、施工会社、メーカー各社
- 2 当法人の会員となるには、第6条により、代表理事に申し込むものとし、その承認を受けなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 当協議会は会員区分に関係なく、代表理事の許可を得ない受注等の営業行為ならびに広告行為を禁止する。

第6条（入会及び退会の方法）

- 1 当協議会への入会は、次の手続きにより加入の申し込みを受け付けるものとする。
 - a 入会申込書の記載および協議会事務局への提出による申請
 - b 当協議会ウェブサイト申込フォームへの入力による申請
 - c 他、事務局の許可した入会申込手続きによる申請
- 2 当協議会への退会は、次の手続きにより退会を行うものとする。
 - a 会員から当協議会事務局へ書面（退会届け）の提出
 - b 事務局確認後、代表理事による承認を受けて退会処理を確定されるものとする。
 - c 退会処理が確定後、当該会員への回答をもって退会手続きを完了するものとする。

第7条（除名）

代表理事は、正会員および賛助会員、特別賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事の決議を経て、除名することができる。

- a 当協議会の名誉を傷つけたとき、または当協議会の目的に反する行為があったとき。
- b 会員としての義務に反したとき。
- c 第5条4号に反した行為があったとき。

第8条（年会費および徴収方法）

- 1 本会に必要な経費は、次に定める会員の年会費収入をもってあてる。
 - a 正会員 … 6,000 円
 - b 賛助会員 … 30,000 円
 - c 特別賛助会員…100,000 円
- 2 年会費の納入は、入会申し込み受付後、当協議会事務局より提示した方法に従い申込者は入金を行う。事務局による入金確認後、申込者は会員としての資格が適用される。
- 3 事務局は個人、法人、会員区分を問わず、資格を有する会員へ加盟証を発行する。本加盟証をもって当協議会会員であることを証する。
- 4 当協議会活動の下半期にあたる10月1日以降の入会については、年会費の半期分を6ヶ月で案文した額を年度残月数に応じて減した金額を納入する。
 - a 正会員 … 半期 3,000 円 / 6ヶ月 = 1ヶ月あたり 500 円
 - b 賛助会員 … 半期 15,000 円 / 6ヶ月 = 1ヶ月あたり 1,250 円
 - c 特別賛助会員… 半期 50,000 円 / 6ヶ月 = 1ヶ月あたり 8,333 円※ 詳細は別表1を参照
- 5 正会員のうち会費の納入をしないことについて、理事の決議により承認を得た者については、会費の納入を免除することができる。
- 6 代表理事は、協議会の事業を進める上で特に必要と認めるときは、理事会の議決を経て、会員のうち適当と認めるものに対し、協議会の活動に必要な経費について負担金を求めることができる。
- 7 会員が納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第9条（資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- a 退会したとき。
- b 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- c 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- d 納期までに会費を納めなかったとき。
- e 除名されたとき。

第3章 活動補足

第10条（事務局・支部）

- 1 当協議会は、活動の円滑な普及と実施を図るため、事務局を設ける。また必要に応じて地域毎に支部を設けることができる。
 - a 理事の決議により支部を設立する。
 - b 支部には、当協議会が掲げる目標を遂行できる技術と経験を有する当該地域の会員から、代表理事の選任により支部長を置くものとする。
 - c 支部長は事務局の管理下において、当該地域においてセミナー、勉強会、現場見学会等の活動を行うことが出来る事務局機能を有する。
- 2 各支部で行う当協議会の会員募集の承認、会員の登録は事務局にて行うものとする。
- 3 各支部の活動は別紙「支部活動 内規」により、その詳細を定める。

第11条（著作権）

- 1 当協議会の活動の成果および活動に関連して、当協議会または会員により作成された成果（以下、成果物）は会員以外の第三者に対して公開されることを原則とする。ただし当協議会は成果物を公開、出版等し、第三者の利用に供する義務を負うものではない。
- 2 会員は当協議会の活動に関連して行った発言、提案または提供した資料、データ等の

一切の情報（以下、寄与）が著作物に該当し、かつ成果物に含まれる限りにおいて、当該寄与について当協議会および第三者に対し、対価の支払いを要することなく、成果物の利用（利用とは、使用、複製、改変、翻案、実施、表示、公開、頒布、再使用許諾等一切の処分権限を含み、以下同じとする）に当該著作権者および代表理事の許可を受けた範囲内において、利用できる。

- 3 寄与に対する会員の著作権を前提として、成果物の著作権は当協議会に帰属する。会員は、当協議会からの合理的な要求があった場合には、当協議会の有する成果物の著作権を保全するために必要な協力をする。
- 4 会員は、第三者からの許諾を得ずに第三者の著作物を寄与として当協議会の活動において提供してはならない。寄与が第三者の著作権を侵害したとして紛争が生じた場合、当該会員の費用および責任でこれを解決するものとし、当該会員はこれにより当協議会に生じた損害につき賠償する責を負う。
- 5 会員が退会・除名等により、当協議会の会員資格を喪失した後も、本条の規約は継続して当該会員に対して効力を有する。

第12条（賛助会員、特別賛助会員を対象とした活動）

- 1 当協議会は、目的に賛同し、事業に賛助を行う賛助会員、特別賛助会員を対象として、マンション大規模修繕に係わる業務の技術、知識、コミュニケーションの向上を目的とした勉強会等の活動を行う。

第13条（免責および損害賠償）

- 1 当協議会または会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容およびこれらを利用することの結果について、当協議会は第三者の知的財産権の侵害の有無を含めなんら保証しない。会員は当協議会の活動に関連して取得した資料、情報などについて、自らの判断によりその利用の採否・方法などを決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協議会は一切責任を負わない。
- 2 会員が退会・除名などにより会員資格を喪失した後も、本条の規約は継続して当該会員に対して効力を有する。

第14条（規約外の事項および変更）

- 1 本契約に定めのない事項で必要と判断されるものについては理事の決議により定める。
- 2 当協議会は、理事の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
当協議会により変更された本規約は当協議会のウェブサイト上に公開された時点で効力を発足するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に準じ活動を行う。

[附則]

本規約は平成21年3月25日から施行される。

一部改正 平成21年8月20日

単位:円

	年会費	1ヶ月	10月入会	11月入会	12月入会	1月入会	2月入会	3月入会
正会員	6,000	500	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000
賛助会員	30,000	2,500	27,500	25,000	22,500	20,000	17,500	15,000
特別賛助会員	100,000	8,333	91,600	83,300	75,000	66,600	58,300	50,000

※納入金額は100円未満、切捨て